

第1回共同シンポジウム
インターネットと法的責任
法情報学の課題
— 予稿・資料集 —

共同主催

明治大学学術フロンティア推進事業
「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」
サイバー法研究会
法情報学研究会

日時・場所

1999年5月29日
明治大学駿河台校舎リバティワー 1123 教室

目 次

1 開催プログラム	p. 2
2 予 稿 集	p. 3
相良紀子 Zeran v. AOL 事件判決	p. 3
町村泰貴 フランスのアルテルン・オルグ事件	p. 5
高橋郁夫 プロバイダーの公表者としての責任と英國名譽棄損法1996	p. 7
岡村久道 ニフティサーブ電子ダイレクトメール仮処分決定について	p. 12
平野 晋 ISPの民事責任：ユーザーによる名譽毀損に焦点を当てつつ	p. 14
藤田康幸 法律実務と法情報	p. 17
竹山宏明 特許実務と法情報	p. 19
小松 弘 法情報へのXMLの応用	p. 27
和田 悟 Webサイト・リンク情報の管理	p. 29
3 資 料 集	p. 31
明治大学学術フロンティア「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」について	p. 31
インターネット・サービス・プロバイダの法的責任に関する資料集	p. 35

第1回シンポジウム開催プログラム

09:30-10:00 主催者等挨拶
共同主催者代表 夏井高人（明治大学法学部教授）
社会科学研究所長 高木仁（明治大学商学部教授）
情報科学センター所長 下坂陽男（明治大学理工学部教授）

第1部：サイバー法研究会「インターネットと法的責任」

10:00-10:25 相良紀子（弁護士）
「Zeran v. AOL 事件判決」
10:25-10:55 町村泰貴（亜細亜大学法学部助教授）
「フランスのアルテルン・オルグ事件」
10:55-11:25 高橋郁夫（弁護士）
「プロバイダーの公表者としての責任と英國名譽棄損法 1996」
11:25-11:55 岡村久道（弁護士・近畿大学講師）
「ニフティサーブ電子ダイレクトメール仮処分決定について」
11:55-13:10 （ランチ・タイム）
13:10-13:45 平野晋（米国弁護士（NY州法曹界所属）、明治大学・中央大学兼任講師）
「ISPの民事責任：ユーザーによる名譽毀損に焦点を当てつつ」
13:45-14:45 パネルディスカッション「インターネットと法的責任」
司会：日高和明（弁護士）
パネリスト：町村泰貴、高橋郁夫、岡村久道、平野晋
14:45-15:00 （コーヒー・ブレイク）

第2部：法情報学研究会「法情報学の課題」

15:00-15:30 藤田康幸（弁護士・日本弁護士連合会コンピュータ研究委員会委員）
「法律実務における法情報」
15:30-16:00 竹山宏明（弁理士）
「特許実務と法情報」
16:00-16:30 小松弘（弁護士）
「法情報への XML の応用」
16:30-17:00 和田悟（明治大学政治経済学部講師）
「Web サイト・リンク情報の管理」
17:00-18:00 パネルディスカッション「法情報学の課題」
司会：夏井高人（明治大学法学部教授）
パネリスト：藤田康幸、竹山宏明、小松弘、和田悟
18:30-20:30 （レセプション）

Zeran v. AOL 事件判決
Zeran v. AOL Case

弁護士 相 良 紀 子

Noriko SAGARA
Attony at Law

1 問題点

インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）が提供している電子掲示板に名誉毀損的な記載がなされている場合に、プロバイダはこれを排除する責任を負っているか。

2 事件の概要

アメリカ合衆国第4巡回区控訴審 No.97-1523 1997.11.12決定

AOL：アメリカ・オンライン社。アメリカのプロバイダ業界最大手のプロバイダ。
ゼラン（Zeran）：私人。

AOLの電子掲示板にZeranの名誉を毀損するような内容の書き込みが第三者によってなされ、Zeranが迷惑を被った

↓

ZeranはAOLに対して書き込みの削除及び撤回したことの公表を求めた

↓

AOLは撤回の公表に応じなかった

↓

ZeranはAOLに対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起

3 アメリカ法の下での問題点

1) 前提問題

- ① 出版者(publisher、パブリシャー) の責任
- ② 頒布者(distributor、ディストリビューター) の責任
- ③ 運搬者 (common carriers、コモン・キャリアー) の責任

2) 争点

アメリカCDA（Communications Decency Act of 1996 通信品位法）230条の解釈

* CDA 230条(c)(1)：

双方向性のコンピュータ・サービスのプロバイダやユーザーを、他の情報コンテンツ・プロバイダによって提供された情報のPublisherやSpeakerとみなしてはならない。

3) ゼランの主張

CDAは本件には適用されない

CDAの230条のPublisherの意味：

4) 裁判所の判断

ゼランの請求を棄却

CDAの立法目的

- ① 表現の自由の萎縮効果を防ぐ
- ② プロバイダの自主規制を促す

フランス・アルテルン・オルグ事件の紹介

French Altern.org Case

亞細亜大学法学部 町村泰貴

Yasutaka MACHIMURA
ASIA University Law Faculty

【報告目次】

- イントロダクション
 - 0.1 報告の目的
 - 0.2 インターネットをめぐる一般的な状況とプロバイダの法的地位の簡単な紹介
- 1. アルテルン・オルグ事件
 - 1.1 事実関係
 - 1.2 一審決定
 - 1.3 二審決定
 - 1.4 和解内容
- 2. アルテルン・オルグ事件に対するフランス社会の反応
 - 2.1 支援の動き
 - 2.2 政界の反応
- 3. 若干の検討
 - 3.1 コンテンツに対するプロバイダの関与可能性
 - 3.2 匿名の情報発信者に対する責任追及可能性

【報告概要】

本報告ではフランスにおけるプロバイダ(Fournisseur d'accès à l'Internet)のコンテンツに関する法的責任について、最近の裁判例を題材としてその法状況を紹介する。

フランスでは既にミニテルと呼ばれるビデオテックスにより有料の情報提供がなされ、特にミニテル・ローズと呼ばれるアダルトコンテンツに対して公的機関による規制が行われていた。インターネットの普及とともに、その延長線上でコンテンツ規制をかけるべく、1995年の通信法では新たな公的機関が規制内容を定めるという内容の規定がおかれていた。この規定はインターネットサービスプロバイダの保護を図ったものだったが、刑事罰を含む法的規制の内容が立法によらずに制定されることは憲法の権力分立原則に反するという理由で違憲とされた。そこでフランス政府は自主規制を標榜し、OECDやG7サミットの場などで積極的に提言を行っていた。

ところで1997年には、ジョスパン首相率いる社会党政権がインターネットの普及拡大と行政情報・法律情報の積極的な提供を進める方向を打ち出して、特に公的な情報提供が充実してきた。現時点では我が国よりもむしろインターネットの普及が進んでいるものと位置づけることもできる。

そのような社会背景の下で、プロバイダの存在を脅かすような裁判例が現れた。

artern.org というドメイン名を運用する小規模プロバイダ L は、無料でウェブサーバーのレンタルを行っており、その顧客の一人が有名なマヌカンの Estelle Hollyday のプライベートな写真を無断で掲載した。そこで Hollyday が L を相手取ってレフェレ（仮処分）命令を申し立て、該当ページの削除と損害賠償、判決の広告を求めた。L は、問題とされたページが既にアクセスできなくなっていることに加えて常時監視は不可能であること、ページの作成者は匿名ではなく IP アドレスなどから特定が可能であることなどを主張したが、第 1 審ではレフェレ命令により問題のページへのアクセス防止措置をとることが間接強制金とともに命じられた。第 2 審では、既にページにアクセスが可能でなくなっていることを理由にアクセス防止措置の命令を取り消したが、損害賠償請求について 40 万 5 千フラン（約 801 万円）の仮払いを認めるレフェレ命令を下した。

これに対してフランスでは、数多くのユーザー団体が抗議の意思表示をするとともに、政界からも何人かの閣僚および野党議員のほか、与党共産党・緑の党が被告 L の支援を声明した。

結局この事件は L が Hollyday に 76500 フラン（約 153 万円）を支払うということで和解が成立し終結した。しかしながらこの事件をきっかけとして、L は *artern.org* に会員が掲載した情報の責任追及を 2 社から受けており、なお支援活動が続いている状況である。

この事件は、フランスにおける特殊問題ではなく、プロバイダ責任の一般的な検討素材となりうる。匿名の情報発信者によるウェブページでプライバシーを侵害された第三者とプロバイダとの関係という典型的なケースであり、侵害ページの仮処分による削除またはアクセス停止要求と、プロバイダ自身の民事責任、そして仮処分手続による差止または民事責任追及と表現の自由との緊張関係という、典型的なケースだからである。

報告では、この点についての若干の検討を加えておきたい。

プロバイダーの公表者としての責任と英國名譽棄損法 1996

弁護士 高橋 郁夫

Ikuo TAKAHASHI

Attoney at Law

序

本稿では、インターネットプロバイダーの責任を名譽棄損法1996における「無意識の拡散者」の抗弁との関係で検討するものである。そのために、 Laurence Godfrey 対 Demon Internet Limited 事件を参考に検討する。

第1 事案および判決

1・1 概要

原告は、 Laurence Godfrey、被告は、 Demon Internet Limited であり、この判例は、高等法院女王座部で、1999年3月26日に言い渡された判決である。

1・2 事案の概要

原告は、物理学と数学、コンピューターサイエンスの講師でイングランドに居住している。被告は、イングランドとウエールズで、ispを営むものである。この事件は、ユーズネットに関して起きたものである。被告は、"soc culture thai"が読めるようになっており、ポストから2週間保存している。1997年の1月13日にアメリカのニュースグループで"soc.culture.thai"にポストした。このポストは英国の被告のサーバーに蓄積された。このポストは、むさ苦しく(squalid)、わいせつ(observe)、原告を名譽棄損するものであった。それは、原告から発信されたとなりすまされていた。しかしながら、これは偽造であった。

原告は、1月17日に、被告の経営取締役であったStanford氏に、faxで手紙をだし、そのポストは偽造であり、それに対して責任を負わないし、被告がそのポストをニュースネットから削除するように要求した。しかしながら、ニュースサーバーは、1月27日まで、そのポストを保存していた。(原告の要求を受領してから、そのポストを削除することができたことは争いがない)原告は、1月17日に被告が名譽棄損であると知ったときからの損害賠償を求めた。

1・3 判断の概要

判決の内容の概略は、以下のようなものである。

この判決は、代理人弁護士によると、英國における初の名譽棄損の判決であり、アメリカの判決が引用されている。しかしながら、判事は、アメリカの判例を英國に採用する前に注意が必要であるという。修正1条のインパクトが、アメリカと英國の名譽棄損の法理に実質的に相違をきたすこととなっている。例えば、無意識的な拡散事件は、英國においては、被告において無意識であることを立証しなければならないのに、米国においては、中傷された原告が、パブリッシャーが、無意識ではなかったことを証明しなければならな

い。それにもかかわらず、アメリカの決定は、インターネットの働きと名誉棄損のものがインターネットを通じて広まった場合について教育的で示唆に富むものといえる。

被告の抗弁は、コモンローによれば、原告の名誉棄損的マテリアルのインターネットのパブリッシャーに当たらないということと、たとえ、そうだとしても名誉棄損法1996のセクション1のコモンローの「無意識な拡散の法理の現代に匹敵するもの」により、抗弁が成り立つというのである。原告は、被告の抗弁のいくつかを簡易却下すべきことを求めている。そして、判事は、この原告の言い分を認めて、被告の抗弁が成立しないことを示しているのである。

第2 名誉棄損法 1996 における抗弁

2・1 法律(*THE LAW*)

この場合の法律の問題となる点についての制定法は、名誉棄損法1996である。その第1条は、「公表の責任」を定めている。この際の抗弁については以下のような定めがある。

「1(1)名誉棄損手続きにおいて、被告は、以下のときには、抗弁としうる

- (a)被告が、問題にされているステートメントの著者、編集者、公表者でない場合かつ
- (b)被告が、相当な注意を公表にあたって払っているときかつ
- (c)被告が、なしたことが、名誉棄損ステートメントの公表を引き起こしたこと、ないしは、それに寄与したことを知らない、かつ、信じる理由のない場合これら的事実は、被告が証明しなければならない。」

「1(2)この目的のために「公表者は」以下の意味をもち、以下の3項で説明される。

・・・「公表者」は、商業的な公表者を意味し、それは、素材を公表することをビジネスとしているか、もしくは、ステートメントを含むものをビジネスの過程で発行するものである。」

「1(3)被告が、以下の場合のみでは、著者、編集者、公表者としては考えられてはならない

- (a)ステートメントを含む印刷物を印刷、生産、配布、売却すること
- (c)ステートメントを含む電子的メディアの加工、複製、配布、もしくは売却することまたは、ステートメントが、検索され、複製され、配布され、利用可能になるための手段を操作し、提供すること
- (e)実際のコントロールをなし得ない人間による、ステートメントが発信され、もしくは、利用しうるようにするオペレーターないしは、プロバイダーとして」

また、これらの規定は類推しするとされている。

「1(5)被告が、相当な注意をしたかどうか、ないしは、名誉棄損ステートメントの公表をなしたか、寄与したかを決めるについては、以下の観点が考慮される

- (a)ステートメントの内容ないしは、公表する決定についてのかれの責任の程度
- (b)公表の性質ないしは環境
- (c)著者、編集者、公表者の従前の行為ないしは性格」

2.2 立法者の意図と判断

被告は、明らかに、セクションの1(2)および 1(3)の公表者ではない。(そして、セクション1(1)(a)の適用はない。)しかしながら、被告は、セクション1(1)(b)と 1(1)(c)という困難に

直面する。1月17日以降は、被告は、名譽棄損のポストがあることは知っていたのであり、この事実は、乗り越え難い困難におくのである。そして、判事は、大法官府のコンサルト文書(1995年7月)および1996年における4月2日の名譽棄損法の議論におけるマッカイ卿の言葉を根拠として、この抗弁の適用を否定するのである。

コンサルト文書によると

「2.4 無意識の拡散の抗弁は、配給者に対する完全な特権となるものではない。どんなにその寄与が、機械的なものであるとしても、取り扱っている素材が、名譽棄損的であることを知っている人また、その性質上、知っているべき人を守るものではない。これらの安全弁はこの抗弁が、被告の行為が、原告の名譽棄損の公表に含まれていることまたは貢献していることを知っている被告には適用されない。それは、すべての合理的な注意を用いて、被告がそのような効果を持っていると疑う由のない場合にのみ適用される。サブセクションの(5)と(6)は、被告が、すべての合理的な注意を払ったか否かについて決定する際に考慮にいれられる要素を記述している。」

「2.5 原告が、被告が実際に、疑いに対する不適切な知識、理由を実際に有していたことを明らかにしない限り、抗弁は、適用されるといわれていたが、被告は実際に払っていた注意のみを知っているにすぎないのである。従って、一般の抗弁において、被告が、抗弁が適用されることを明らかにすべきなのである。」

マッカイ卿は、ヘレン・ヒルレスター卿の改正提案に対する拒否動議の中で

「第1クローズは、無意識に、名譽棄損的素材を第三者が明らかにする導管を提供した物に対する抗弁を提供しようとするものである。これは、コモンローの「*innocent dissemination*」の抗弁を現代的なものとするのであって、公表の過程に対する知らずに貢献したものが、彼の取り扱った、ないしは、加工した素材の名譽棄損的内容について知らなかつたという状況であると認識している。」

「卿から提案された改正提案は、実際には、完全に新しい抗弁を創設するであろう。それは、実際に、名譽棄損的公表に寄与していたと気づいていた、もしくは、注意された者に対して抗弁を与える。」

「実際に、原告を聴衆に対して名譽棄損をする素材を運ぶ道具であったという抗弁を与えることの原告に与える影響を見失ってはいけないのである。」

「しかし、私の提案によれば、原告から、被告が原告に対して、悪いことをしたかもしれないと思いついていた被告に対して、訴訟の請求原因を奪うとすれば、間違ったことになるし、原告の名譽棄損訴訟において成功する機会についての判断を誤るであろう。」と述べているのであり、これらの立法における経緯を参照していくと、前述の抗弁の範囲は、きわめて狭いように考えられる。

2・3 従来の先例との関係

被告代理人のMr Barcaは、コモンローにおいて、被告は、名譽棄損的なポストを公表していないし、公表もないのだと主張した。これに対して、判事は、「ステートメントについて「公表」 "Publication"および「公表する」 "publish"というのは、名譽棄損法一般における意味を有しているのに対して、「公表者」 "publisher"というのは、セクション1において特別に定義されているのである。コモンローにおいては、名譽棄損の素材の公開に対する責任は、厳格である。公表者が、名譽棄損部分が、文書に入っていたとしても、公表がありとされる。公表が一度なされると、公表者は、彼が、かれの責任で、「無意識の*disseminator*」であることを明らかにし得ない限り、文書名譽棄損で有罪となる。」という一般法理を展開する。そして具体的な判例理論について、この具体例は、*Day v. Bream (1837) 2 Moody and Robinson 54.*であり、そして、この法理については、*In Pullman v. Hill & Co*

[1891] 1.Q.B. 524 でも議論されていると紹介している。さらに Day .v. Bream は、Emmens .v. Pottle (1885) 16 QBD 354 に対する控訴院でも適用されている。そして、公表者であるかどうかについては、「私の判断において、被告は、送信をして、そして、かれらのニュースサーバーを通じて、送信されているときはいつでも、そのポストを含むニュースグループを講読できるISPを通じて購読者に対して公表していることになる。被告の顧客は、"soc culture thai" にアクセスするのであり、原告の名誉棄損のポストを見るのであり、顧客に対する公表があるのである。そして、この法理は、名誉棄損の本を販売していく本屋や本を購読者に回覧している図書館、配給者の状況に類似している。」と述べ、判事は、「被告代理人の、被告は、ポストを発信する単なる電子機器の保有者にすぎないというのには賛成しない。被告は、"soc.culture.thai" のポストをコンピューター内部に保存していたのである。被告は、消去できたのであり、実際、受領後、2週間後、そうしているのである。」と述べているのである。

2・4 アメリカの先例との関係

判事は、被告代理人の調査に基づき、アメリカの判例についても判断をしめしている。しかしながら、判事は、「大西洋をまたいだ名誉棄損のアプローチの違いにより」かすかな参考にしかならないという。

被告代理人は、nyの控訴院における Anderson .v. New York Telephone Co. [1974] 35 N.Y. 2d 746 事件において、電話会社は、公表をしていないという判断を提示している。しかしながら判事は、このAnderson事件は、役にたたないという。というのは、被告は単なる受動的な役割をしているのではない。被告は、"soc.culture.thai" のポストを保存し、アクセス者に対してアクセスし得るようにし、消去したのである。

また、被告代理人は、Cubby .v. CompuServe 776 F.Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991)にも触れるが、これは、ニューヨークと英国のアプローチの違いを明らかにするものである。Leisure 判事は、CompuServe社の業務内容について簡単に述べた後に、ジャーナリズム・フォーラムについて「ジャーナリズムにフォーカスしたフォーラムである。 Cameron Communications, Inc. ("CCI")は、コンピューターパーブとは、独立であるが、ジャーナリズムフォーラムの「コンテンツのマネージ、レビュー、創造、編集、削除およびその他のコントロールを「コンピューターパーブによって定立された編集および技術的標準および前例に従って」行うことを契約している。

「ニューヨークの裁判所は、名誉棄損の公表物のベンダーおよび配付者は、彼らが名誉棄損を知らない場合、もしくは、知ることに相当の理由のあるときには、責任を有しないとしてきた。」「配布者が、配布した公表物に対して責任を課される場合の配布者のその公表物の内容について知りていなければならぬ程度は、深く、修正4条を通じて州に利用される修正第1条に根ざしている。」「コンピューターパーブのCIS製品は、要するに、膨大な数の公表物を運ぶ電子的、そして利益図書館であり、利用に対してメンバー料を収集するのであり、そのかわりにメンバーは、情報にアクセスできるのである。(略)実際にはコンピューターパーブは、公表物を送信するのを拒絶することができるが、一度、公表物を送信すると決定すれば、公表物の内容に対して、編集的コントロールすることは、ほとんどないしはひとつもないのである。これは、コンピューターパーブと関連のない会社によって、マネージされているときは特にそうである。」「コンピューターパーブが、編集的コントロールをしていないのは、公共の図書館、本屋、ニューススタンドと同じであり、他の配給者ができないようにコンピューターパーブが、発信しているすべての公表物を調査できない。「修正第1条は、配給者や公表者を保護するものと長い間理解されてきた。明らかに、定期刊行物の配給者はその内容をモニターする義務を負わない。そのようなルールは、修正第1

条の許容できない負担となるのであろう」「電子ニュースの配給者により低い責任の基準を適用することになれば、それは、不適切な負担を自由な情報の流れに課すことになるのである。関連する修正第1条の考察をすれば、コンピューサーブに適用される基準は、それが名誉棄損の風説であると知っていたか、その理由があるかどうかである。

このCubby事件の判断は、Stratton Oakmont v. Prodigy [1995] N.Y. Misc. Lexis 229;23 Media L. Rep 1794にも引き継がれた。Ain判事は、上記の判断を繰り返し、「このコントロールは、完全ではなく、ノートが、到達するや否や強制されるし、不平が、なされるほど遅いものである。それで、PRODIGY が、何がメンバーにとってポストが適切であるか、掲示板で読むのが適切であるかを決定する役割を有していると主張しているという事実を最小化したり、取り除いたりするものではない。法廷としては、プロディジーは、配給者よりも公表者と判断せざるをえない。」「法廷としては、Cubby and Auvilの判断に完全に同意するものである。コンピューターの電子掲示板は一般的には、本屋、図書館、ネットワーク提携とみなされなければならない。」「Prodigyの自陣のポリシーと、技術そしてスタッフの決定は、シナリオをそれが公表者であるという事実認定を強いることになる。」

Zeran v. America Online [1997] 129 F3d 327 は、合衆国が、インターネットプロバイダーを保護するためにいかにしていくかを明らかにしている。Wilkinson判事は、「Section 230 は、サービスプロバイダーに対する責任を追求するサービスの第三者のユーザーから、発せられる情報による責任からの連邦上の免責特権をつくっている。とくにセクション230は、裁判所が、コンピューターサービスプロバイダーを公表者におく請求を排除している。それゆえに、コンピューターサービスプロバイダーを、公表者の伝統的な編集機能、「内容を公表するかどうか、撤回するか、延期するか、変更するか」の行使に際して、責任をあるものにする訴訟は、妨げられるのである。もちろん、これは、名誉棄損のメッセージをポストした非難されるべき当事者の責任を免れさせるものではない。議会が、インターネットに対する規制を最小限にしようと試みている一方で、連邦刑事法を精力的に適用し、わいせつ、ストーキング、いやがらせを罰し、思いとどまらせようとするのが米国のポリシーであるのである。議会は、有害なオンラインスピーチを他の当事者に対して潜在的に傷つきかねない中間者たる会社に不法行為責任を科すというルートにより取り除こうといというポリシーの選択をしたのである。」

判事は、英国の 1996年法は、ここアプローチを採用しなかったとしている。

Lunney v. Prodigy Services [1998] WL 999836 (NYAD 2 Dept)は、事実的にこの事件と類似性をゆうしている。そして、判事は、プロディジー事件の判断を引用する。

私の判断では、プロディジーは、明らかに実際にショーカーのメッセージの公表者であり、それゆえに、Lunneyは、被告の助けにならないのである。

第3 結論

これらの検討から判事は、「私の判断では、名誉棄損のポストは、被告によって、公表されており、1997年の1月17日から、被告は、そのポストの名誉棄損的内容について知っていた。被告は、名誉棄損法1996の保護を適用することはできないし、法律上の抗弁は、望み薄である。それゆえに原告の却下の申し立ては、理由がある。」

被告の抗弁の修正の申し立てに関しては、明らかな判断をすることはないが、成り立つものであることを示しておく。また、原告に対する損害の評価に関して抗弁の修正はとてもかすかなものであることを示唆することは有意義であろう。」と述べるのであり、名誉棄損法1996の適用については、非常に抗弁の範囲が狭いことを示したのである。

ニフティサーブ電子ダイレクトメール仮処分決定について

Nifty-Serve SPAM E-mail Case

弁護士 岡村久道

Hisamichi OKAMURA
Attoney at Law, Adjunct at Kinki and University

1 1999（平成11）年3月9日、浦和地方裁判所第3民事部でニフティサーブ会員に対する電子メールによるダイレクトメール送信差止を認めた仮処分決定が下された。

本決定は、債務者を審尋期日に呼び出したが不出頭という状況の下で出されているが、わが国で初めての商業用電子ダイレクトメール広告の送信をめぐる裁判所事件である点で重要である。

2 本問題については、米国では「望まれもしない商業用電子メール（unsolicited commercial e-mail）」、「スパム（spam）」など、さまざまな言葉で呼ばれており、既に数多くの裁判紛争となっている。また、これに規制を加えるために、既にネバダ、ワシントン、カリフォルニアなどで州法が制定され、連邦法案も提出されている。

3 本件申立書によれば、債務者は、実名や住所を明らかにすることなく、複数の変名ないし屋号を使い分けて送信している。債務者の特定の可否は債権者側にとって本案訴訟の提起の可否を含め実務的に極めて重要な問題となる。本件申立書によれば、債務者が発信した電子メールに連絡先として記載されていたファックス番号から探知することによって、債務者の実名などを特定することに成功している。

しかし、インターネット事件では、一般に、発信者を相手方として民事手続を行おうとする際に、発信者情報を特定することが困難な場合が多く、そのために各種の問題が発生していることに注意すべきである。

4 米国では、大量かつ一方的に送り付けられる商業用電子ダイレクトメール広告の問題点として、インターネット全体のトラフィックの負担増加と浪費、個々のユーザーが、望んでもいないメールにアクセスし、チェックし、廃棄するというプロセスに、時間と費用を一方的に負担させられることなどが指摘されてきた。そこでユーザーは、自己が契約するプロバイダに対し、対策としてプロバイダのレベルでスパムフィルタを設置するよう請求してきた。これに対し、スパマー側はヘッダの偽造によりフィルタをかいくぐろうとするので、紛争はいきおい深刻化し、プロバイダとスパマーとの間で裁判紛争に至るケースが発生する。本決定にもこれらの紛争との類似性を見いだすことができる。

しかし、素直に観察すれば最大の被害者はプロバイダではなく受信させられたユーザーであるから、プロバイダが本件のごとき送信差止を請求する場合、日本法の下で、どのように被保全権利を構成するのかという点が理論的にも興味深い。本件でも債権者たるニフティサーブの苦労の跡がうかがわれるよう思われる。

どちらにせよ、必要的債務者審尋事件であるにもかかわらず債務者不出頭に終わった本件では、被保全権利について争われることなく、また、米国のような、「商業的表現の自由の侵害」などの点も主張されないまま、決定が下されている。

5 債務者が本件のごとき内容の仮処分決定に違反して、スパムの発信を継続した場合、仮処分命令を債務名義として（民事保全法52条2項）、どのような強制執行が可能かという点も問題である。本件は不作為を求める仮処分であるが、代替執行になじまないので、民事執行法172条による間接強制の方法によらざるをえないものと思われる。

6 最後に、今後、わが国でもスパムは急増するものと思われる所以、その増加とともに、米国で発生しているようなバリエーションに富んだ事件が裁判所に持ち込まれることになるものと予測される。

ISP の民事責任：ユーザーによる名誉毀損に焦点を当てつつ

Civil Liability of ISP: Focusing upon Users' Defamation

米国弁護士（NY 州法曹会所属）、明治大学・中央大学兼任講師 平野晋

HIRANO, Susumu
Attorney-at-Law (NYS Bar), Adjunct at Chuo and Meiji Universities

SUMMARY: 概要

The author will analyze ISP's civil liability possibly caused especially by users' posting defamatory messages.

First, he will explain the common law rule of publishers' liability for defamatory messages (including the deferent standards of liability applicable to the primary publishers and distributors respectively).

Second, he will explain the application of the traditional common law rule to the cyberspace cases (i.e., *Cubby v. CompuServe, Inc.*, 776 F.Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991) and *Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Company, et al.*, 1995 N.Y. Misc. Lexis 229, (N.Y. Sup. Ct. Nassau Co., 1995)

motion for renewal denied 1995 WL 805178 (1995)).

Third, he will explain the new statute (i.e., CDA Sec. 230) which reverses *Stratton Oakmont*.

Forth, he will identify a problem caused by the Sec. 230 and case law (especially *Zeran v. AOL, Inc.*, 958 F. Supp. 1124 (E.D. Va. March 21, 1997) *_aff'd_* 129 F. 3d 327 (4th Cir., 1997), *_cert. denied_*, 118 S.Ct. 2341 (1998)) which thereafter interprets ISP's liability;

The problem is that the zone of immunity given by Sec. 230 has not been clear.

The author will emphasize that the interest of the innocent injured (including Mr. Zeran and others who might become injured in future) should be taken into consideration.

As an example of a possible rule which might implement the author's argument, he will introduce a proposal by an American commentator.

Also he will emphasize the necessity of consistent rule of liability applicable to both the defamation claimants and IP infringement ones.

The author will refer to a leading IP case (*Religious Technology Center v. Netcom Online Communication Services*, 907 F. Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995)) and an example of ISP's self-regulated policy toward IP infringement claimant.

アメリカではネット上のメッセージ内容に対して ISP を免責する特別法（通信品位法第 230 条）があり、これを解釈する判例（たとえば「Zeran」事件判決など）の傾向は、ISP が名誉毀損等のメッセージ内容を知っている場合でも免責され得るよう読める。しかし問題は、どの程度まで免責されるのかが不明なことがある。さらには政策問題として、どの程度まで免責させるべきか、または如何なる場合に名誉毀損的メッセージ等の削除（あるいはブロッキング／フィルタリング）の作為義務を ISP にどの程度課すべきなのか（あるいは課すべきではないのか）という論点をもっと検討しても良いと思われる。その際には、言論の自由の保障といった憲法上の利益と、被害者の補償や損害の抑止といった不法行為法上の利益とのバランスをはかることも必要であろう。さらに、

衡平性の観点から、名誉毀損の原告の場合と著作権等の知的財産権侵害の原告の場合における ISP の責任基準の整合性の問題についても検討してみても良いのではないか。このような観点から、通信品位法第 230 条を解釈する「*Zeran*」以降のアメリカの代表判例に言及しつつ、名誉毀損の場合の ISP の責任基準に関する提案の一つを紹介してみる。加えて、著作権侵害の場合の ISP の責任基準に関する「*Netcom*」事件に言及しつつ、*Netcom* 社による知的財産権侵害クレームへの自主的な対処法も紹介する。

OUTLINE:概要

I. Common Law Rule before *Zeran*

「*Zeran*」事件前のコモン・ロー上のルール

A. Pre-Net Era (Rule in the Real World)

ネット時代以前からの現実世界における判例法

- Primary Publisher / Distributor Dichotomy

「一次的パブリッシャー」と「ディストリビューター」との違い

(*See RESTATEMENT (SECOND) OF TORT; PROSSER & KEETON*)

B. Net Era (Rule in the Cyberspace)

ネット時代の判例

- *Cubby* (ISP as the Distributor)

- *Stratton Oakmont* (ISP as the Primary Distributor)

II. Special Statute (New Cyber-Statute): Legislation of CDA Sec. 230 and Case Law Which Interprets it

通信品位法第 230 条と判例

A. The Statute -- Immunity of ISP reversing *Stratton Oakmont*

通信品位法第 230 条と免責 (*Stratton Oakmont* 判決のルールを覆す)

B. The Cases 判例 (「*Zeran*」以降)

- *Zeran*

- *Blumenthal v. Drudge*, 992 F. Supp. 44 (D.C. 1998)

- *Doe v. AOL*, Case No. CL 97-631AE (Cir. Ct. Palm Beach Co. Fla, June 26, 1997), aff'd., Fourth District Court of Appeal, Fla. (Oct. 14, 1998)

- Others (e.g., *Ben Ezra, Weinstein & Co. v. America Online Inc.*, No. CIV 97-485 (D.N.Mex. 1999) available at

- <<http://legal.web.aol.com/decisions/dldefam/ezra.html>> (visited May 17, 1999); *Aquino v. ElectriCiti* 26 Media L. Rep. (BNA) 1032 (Cal. Super. Ct., 1997), story is available at

<http://www.phillipsnizer.com/int_synopses.htm#cop> (visited May 17, 1999))

III. The Problem (Zone of Immunity and Zone of Affirmative Duty)

問題点： 免責と作為義務の範囲が不明確

- Reasonably Should Not Have Known -- No Liability

- Not Knew but Reasonably Should Have Known -- No Liability
- Knew -- No Liability??? (Is This a Good Law?)
- Should the Informed ISP Be Immune from All Liability?
- How Far Should the ISP Be Immune?
- When Does ISP's Affirmative Duty to Act Arise under the Law and How (e.g., mere deletion is acceptable OR blocking/filtering required)?

IV. Constitutional Interest (i.e., Free Speech) versus Tort Interest (i.e., Compensation as well as Deterrence)

憲法上の利益と不法行為法上の利益とのバランス

A. Between the Innocent Injured (like Mr. Zeran) and ISP, the Latter Might Be the "Cheapest-Cost Avoider." 最安値事故回避者はどっち?

B. An Example of the Alternative Theory to Balance Both of the Interests (Keith Siver, Good Samaritans in Cyberspace, 23 RUTGERS

COMPUTER & TECH. L.J. 1 (1997).) ISP の責任基準に関する代替案:

- Delete the Allegedly Defamatory Message only When the Claimant Shows a Prima Facie Evidence; OR
- Especially in a Doubtful Situation, ISP May Become Free from Liability by Giving the Claimant the Right to Rebut the Allegedly Defamatory Message

一応の証明を伴う名誉毀損のクレームについては問題のメッセージを削除し、判断が難しい場合には反論の機会を与える。

V. Possibility of Inconsistent Rules Applicable Respectively to Defamation Claimants and IP Infringement Claimants

名誉毀損の原告に対する救済と知的財産権侵害の原告に対するそれとの不整合の問題

A. Problem: Existence of Pressure Group Might Make the Rule Be Inconsistent -- More Protection for IP Right Holders and Less Protection for Innocent Victims of Defamatory Messages
名誉毀損の原告よりも知的財産権侵害の原告の方が厚く保護されるのか?

B. Case Law 判例

- Netcom

C. Special Statute (Safe Harbor) 制定法上のセーフハーバー規定

- DMCA デジタル・ミレニウム著作権法

D. Netcom's Self-Regulated Guideline

ネットコム社による知的財産権侵害クレーム対応自主ガイドライン

<<http://www.netcom.com/netcom/protectcopy.html>>

(visited May 17, 1999)

法律実務と法情報

Legal information and law practice

弁護士 藤田康幸

FUJITA, Yasuyuki
Attorney at Law

【概要】

日本の法律実務における「情報化」の現況を概観し、今後の法に関する「情報化」のイメージを踏まえて、法情報学研究会の今後の活動への期待を述べる。

1 法律実務における「情報化」の現況

(1) 法情報の種類

- (a) 法令情報
- (b) 判例情報
- (c) 行政情報（行政指針、裁量基準、行政実例など）
- (d) 價行情報（業界の常識、各分野の知見、実務的ノウハウなど）
- (e) 事実情報（関係者情報、生の事実情報など）

(2) 法に関する「情報化」の現況

- ・法律家（法曹・法学者など）
- ・官公庁・企業の法律関係部門
- ・法情報提供企業等
- ・市民

2 法に関する「情報化」のイメージと課題のいくつか

- 必要なときに容易に有益な情報が入手できるために

(1) 無料情報と有料情報

- 前者の範囲が拡大していく
- 後者に属する情報が次第に前者に移行していく
- 後者には付加価値がより高いものが追加されていく
- 後者につき電子的決済

(2) 公共部門と民間部門の役割

- 公共部門は (a) ~ (c) を無料情報として提供
- 民間部門は (a) ~ (c) に付加価値を付けたもの、(d) · (e) の提供

(3) 参照・引用等の便宜

判例・文献等の場合

「頁」の概念とページネーション、項目・段落の番号

引用方法

略語・略称の扱い

外字の扱い

(4) プライバシー・個人情報の保護

人名・地名などの一部伏せ字など

(5) 検索の便宜

執筆者による重要キーワードの指定など

3 法情報学研究会の活動への期待

- 提言やガイドラインの提案などの活動

特許実務と法情報

Patent Practice and Legal Information

弁理士 竹山宏明

Hiroaki Takeyama
PATENT ATTORNEY

目次 :

1. 特許情報の概要
 - (1) 法情報
 - (2) 技術情報
2. 特許の手続
3. 特許公報の利用形態
4. 発明の新規性及び新規性喪失の例外
 - (1) 特許法第29条(特許の要件)
 - (2) 第30条(発明の新規性の喪失の例外)
5. 引例についてのW I P O(世界知的所有権機関)の勧告
 - (1) WIPO ST.14の概要
 - (2) 勧告第13項
6. インターネット上で収集可能な法情報
 - (1) 法律
 - (2) 判決
 - (3) 審決
 - (4) ガイドライン
 - (5) 経過情報
7. インターネット上で収集可能な公報
 - (1) 特許庁(J P O)
 - (2) 三極ウェブサイト(Trilateral Web site)
 - (3) その他

(概要)

このレポートは、日本の特許実務における法情報の概要を説明し、あわせて特許公報の役割について説明する。

(Summary)

This report presents outline of the legal information on patent practice of Japan, and the usefulness of patent publication.

1. 特許情報の概要

(1) 法情報

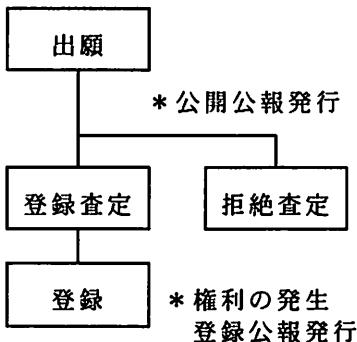
- ・工業所有権法(特許法、実用新案法、意匠法、商標法等)
- ・条約(パリ条約、P C T等)
- ・政令、省令(様式)
- ・その他の関連法(不正競争防止法、著作権法、民事訴訟法等)

- ・審決、判例
- ・ガイドライン（審査基準、運用指針、審判便覧等）
- ・出願書類（願書、明細書、図面等）、経過情報（中間書類）

（2）技術情報

- ・公報
- ・公報以外の技術情報

2. 特許の手続



3. 特許公報の利用形態

特許公報の利用形態としては、次のような利用形態が考えられる。

（1）技術文献としての利用

公報のうち、公開公報は、技術文献として利用されている。

例えば、他社の公開公報を見て、自社の研究開発の方向性を決定する資料として利用されている。

（2）引用文献としての利用

公報のうち、公開公報や登録公報は、審査や審判において引用文献として利用されている。

また、公開公報や登録公報は、登録異議申立や無効審判の証拠として利用されている。

（3）権利情報としての利用

公報のうち、登録公報は、権利範囲を画定する資料として利用されている。

例えば、他社の登録公報を見て、自社の企画や製品が他社の権利に抵触するおそれがあるかどうか判断する資料として利用されている。

4. 発明の新規性及び新規性喪失の例外

（1）特許法第29条（特許の要件）

平成11年改正特許法 (平成11年法律第41号)	改正前特許法
<p>(特許の要件) 第二十九条</p> <p>産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。</p> <p>一 特許出願前に日本国内又は外國において公然知られた発明</p> <p>二 特許出願前に日本国内又は外國において公然実施された発明</p> <p>三 特許出願前に日本国内又は外國において、<u>頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明</u></p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(特許の要件) 第二十九条</p> <p>産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。</p> <p>一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明</p> <p>二 特許出願前に日本国内において公然実施された発明</p> <p>三 特許出願前に日本国内又は外國において<u>頒布された刊行物に記載された発明</u></p> <p>(第2項省略)</p>

同条第3号の「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」を加えたのは、「インターネットに代表される情報発信の技術革新に伴い、インターネット上でのみ開示される技術情報の増加」に鑑みたものである。

例えば、発明の内容を記載した情報（文字や図面等）が、インターネット上でアクセス可能になった場合が相当するであろう。

同条第3号の「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」は、次条で新規性阻却事由として規定されている。

(2) 第30条（発明の新規性の喪失の例外）

平成11年改正特許法 (平成11年法律第41号)	改正前特許法
<p>(発明の新規性の喪失の例外) 第三十条</p> <p>特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、<u>電気通信回線を通じて発表し</u>、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、<u>同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。</u> (第2項以下省略)</p>	<p>(発明の新規性の喪失の例外) 第三十条</p> <p>特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、<u>同項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。</u> (第2項以下省略)</p>

5. 引例についてのWIPO（世界知的所有権機関）の勧告

(1) WIPO ST. 14の概要

WIPO（世界知的所有権機関）より、「WIPO ST. 14」として、「特許文書の中で引用されている引例の包含についての勧告」がなされている。

「WIPO ST. 14」は、本年4月1日より改訂版が発行されている。なお、旧版は、1997年11月～1999年3月末まで使用されていた。

同改訂版では、勧告の第8項において、「”引用された引例の一覧表”をIN IDコード(56)によって特定すべきであるということが勧告されている。」（特許庁仮訳）旨、勧告されている。

(2) 勧告第13項

改訂版の勧告第13項は、インターネットから検索された電子文書を特定するために、新設されたものであり、同項に次のように記載されている。

「13. 例えばCD-ROM又はインターネットから検索された、あるいはインターネット外からアクセス可能なオンラインデータベースから検索された電子文書の特定は、以下の項目の中で示唆されているように、可能な限り及び完了する限り、上記12. (a)、(b)、(c)、及び(d)の中で示されている方法で行われるものとする。

国際標準化機構(ISO)の確立された規格ISO 690-2”情報及びドキュメンテーション—書誌的引例—第2部：電子文書及びその一部”によって提供された指針に合わせて作られている以下の項目に注意が向けられる。

これらの項目は示された場所に提供すべきである。

即ち、

- (i) 刊行物の表題あるいはホスト文書の表示の後にカギ括弧[]内に媒体

のタイプ。希望する場合には、刊行物のタイプ(例えば、モノグラフ、逐次刊行物、データベース、電子メール)も同様に、媒体表示子のタイプの中に明記することができる。

(ii) 文書が電子媒体から検索された日。発行日に続きカギ括弧の中に入れる。[retrieved 1998-03-04]。

(iii) "Retrieved from"という言葉を用いた文書の出所の特定、並びに該当する場合にはその住所。この項目は関連する節の引用の前に入ることになる。

(iv) テキストの個々の節については、文書のフォーマットが丁付け、あるいは同等の内部参照システムを含む場合、あるいはその最初と最後の言葉によって示すことができる。

電子文書の工業所有権庁コピーについては、同じ文書が将来検索のために入手できない場合には保存すべきである。これは、インターネット及びオンラインデータベースのような出所について特に重要なことである。

電子文書がペーパー形態、あるいはpage-orientedプレゼンテーションモードでも入手可能な場合(上記第12項参照)、そうすることが望ましいあるいは有益であると見なされる場合を除く他、当該文書を電子文書であると特定する必要はない。

以下の例は、電子文書の引用を説明している。即ち、

例 1 - 例 4 : インターネット外のオンラインデータベースから検索された文書

例 1 :

SU 1511467 A (BRYAN MECH) 1989-09-30 (abstract) World Patents Index [online].London,U.K.:Derwent Publications,Ltd.[retrieved on 1998-02-24].Retrieved from:Questel/Orbit,Paris,France.DW 9016,Accession No.90-121923.1

例 2 :

Dong,X.R.'Analysis of patents of multiple injuries with AIS-ISS and its clinical significance in the evaluation of the emergency managements',Chung Hua Wai Ko Tsa Chih,May 1993,Vol.31,No.5,Pages 301-302.(abstract) Medline [online].Bethesda,MD,USA:United States National Library of Medicine [retrieved on 24 February 1998].Retrieved from:Dialog Information Services,Palo Alto,CA,USA.Medline Accession No.94155687,Dialog Accession No.07736604

例 3 :

Jensen,B.P.'Multilayer Printed circuits:Production and application II'.Electronic,June-July 1976,No.6-7,Pages 8,10,12,14,16.(abstract) INSPEC [online].London,U.K.:Institute of Electrical Engineers [retrieved on 1998-02-24].Retrieved from:STN International,Columbus,Ohio,USA.Accession No.76:9586632.

例 4 :

JP 30024041 (TAMURA TORU) 1991-03-13 (abstract).[online] [retrieved on 1998-09-02].Retrieved from:EPO PAJ Database.

例5－例11：インターネットから検索された文書

例5：（著作物全体－書籍又は報告書）

WALLACE,S.,and BAGHERZADEH,N.Multiple Branch and Block Prediction.Third Internatioal Symposium on High-Perfomance Computer Architecture [online],February 1997[retrieved on 1998-05-20].Retrieved form the Internet:<URL:<http://www.eng.uci.edu/comp.arch/papers-wallace/hpca3-block.ps>>.

例6：（著作物の一部－章の表示又は同等の表示）

National Research Council,Board of Ariculture,Committee on Animal Nutrition,Subcommittee on Beef Cattle Nutrition.Nutrient Requirements of Beef Cattle [online].7th revised edition.Washington,DC:National Academy press,1996 [retrieved on 1998-06-10].Retrieved from the Internet:<URL:<http://www2.nap.edu/htbin/docpage/title=Nutrient+Requirements+of+Beef+Cattle%3A+Seventh+Revised+Edition%2C+1996&dload=0&Path=/ext5/extra&name=054265%2Erd0&docid=00805F50FE7b%3A840052612&colid=4%7C6%7C41&start=38>> Chapter 3,page 24,table 3-1.

例7：（電子逐次刊行物－記事又はその他の寄稿）

Ajtai. Generating Hard Instances of Lattice Problems.Electronic Colloquium on Computational Complexity,Report TR-96-007 [online],[retrieved on 1996-01-30].Retrieved From the Internet:<URL:<ftp://ftp.eccc.uni-trier.de/pub/eccc/reports/1996/TR96-007/index.html>>.

例8：（電子掲示板、メッセージシステム、及び討議一覧表－システム全体）
BIOMET-L (A forum for the Bureau of Biometrics of New York) [online]. Albany (NY):Bureau of Biometrics,New York State Health Department,July, 1990 [retrived 1998-02-24].Retrieved from the Internet:<listserv@health.stat.e.ny.us>,message:subscribe BIOMET-L your real name.

例9：（電子掲示板、メッセージシステム、及び討議一覧表－寄稿）

PARKER,Elliott.'Re:citing electronic journals'.In PACS-L (Public Access Computer Systems Forum) [online].Houston (TX):University of Houston Libraries,November 24,1989;13:29:35 CST [retrived on 1998-02-24].Retrieved from the Internet:<URL:<telnet://bruser@a.cni.org>>

例10：（電子メール）

'Plumb design of visual thesaurus'.The Scout Report [online].1998,vol.5 no 3 [retrived on 1998 05 18].Retrieved from Internet electornic mail:<listserv@cs.wisc.edu> ,subscribe message:info scout-report.ISSN:1092-3861.

例11：（製品マニュアル／カタログもしくはウェブサイトから得られるその他の情報）

Corebuilder 3500 Layer 3 High-function Switch.Datasheet [online].3Com Corporation,1997 [retrived on 1998-02-24].Retrieved from the Internet:<URL:<http://www.3com.com/products/dsheets/400347.html>>

例12及び例13：CD-ROM製品から検索された文書

例12：

JP 0800085 A (TORAY IND INC),(abstract),1996-05-31.In:Patent Abstracts of Japan[CD-ROM].

例13：

Hayashida,O.et.al.:Specific molecular recognition by chiral cage-type cyclophanes having leucine, valine, and alanine residues.In:Tetrahedron 1955, Vol.51 (31), p.8423-36.In:CA on CD [CD-ROM].Columbus,OH: CAS.Abstract 124:93 50.

」（特許庁仮訳）

6. インターネット上で収集可能な法情報

(1) 法律

- 特許庁 (J P O) (URL <http://www.jpo-miti.go.jp/indexj.htm>)
- 特許庁／特許電子図書館 (I P D L)
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/homepg.ipdl>)
- 特許庁／特許電子図書館／7. その他情報／法規便覧
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/PDF/Sonota/hobin/index.html>)

(2) 判決

- 特許庁／特許電子図書館／7. その他情報／審決取消訴訟判決集
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/PDF/Sonota/sinketu/index.html>)

(3) 審決

- 特許庁／特許電子図書館／5. 審判検索
(URL <http://www2.ipdl.jpo-miti.go.jp/IPDL/shinpan.htm>)

(4) ガイドライン

- 特許庁／特許電子図書館／7. その他情報／法規便覧／その他
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/PDF/Sonota/hobin/index.html>)

(5) 経過情報

- 特許庁／特許電子図書館／6. 経過情報検索
(URL <http://www1.ipdl.jpo-miti.go.jp/IPDL/keika.htm>)

7. インターネット上で収集可能な公報

(1) 特許庁 (J P O) (URL <http://www.jpo-miti.go.jp/indexj.htm>)

- 特許庁／特許電子図書館／1. 特許・実用検索
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/Tokujitu/tokujitu.htm>)
- 特許庁／特許電子図書館／2. 意匠検索
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/Isyou/isyou.htm>)
- 特許庁／特許電子図書館／3. 商標検索
(URL <http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/Syouthyou/syouthyou.htm>)

(2) 三極ウェブサイト (Trilateral Web site)

- (URL <http://www.jpo-miti.go.jp/saikine/tws/twsindex.htm>)
- Searching Patent Information／JPO part
(URL <http://www2.ipdl.jpo-miti.go.jp/dbpweb/connecter/guest/DBPinit/ENGDB/wrefpaj>)

(3) その他

○PATOLIS-Web【有料】／(財)日本特許情報機構(Japio)
(URL <http://www.patolis.japio.or.jp/>)

法情報への XML の応用

XML and Legal Informatics

弁護士 小松 弘

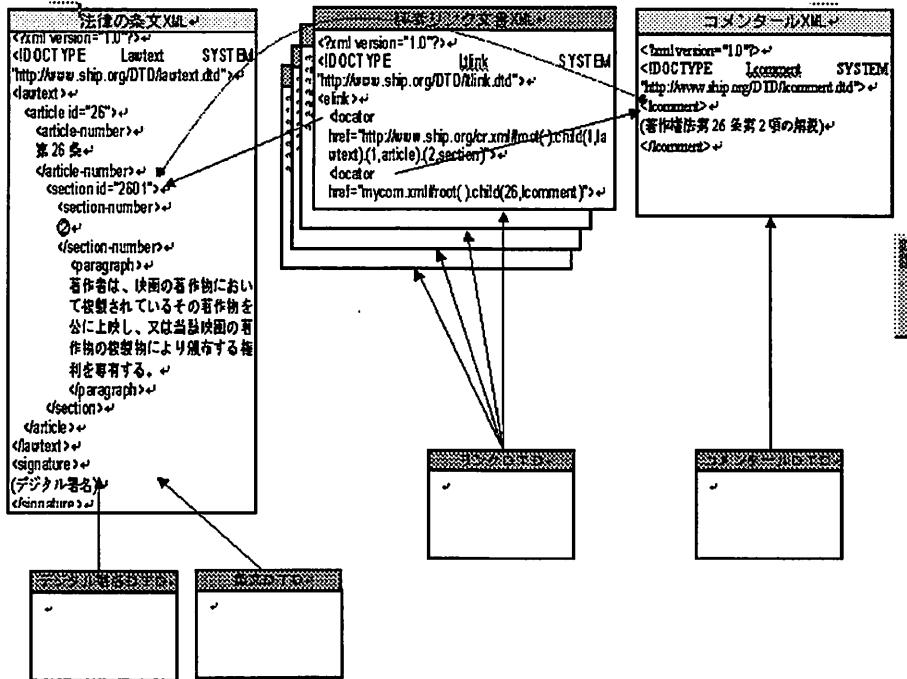
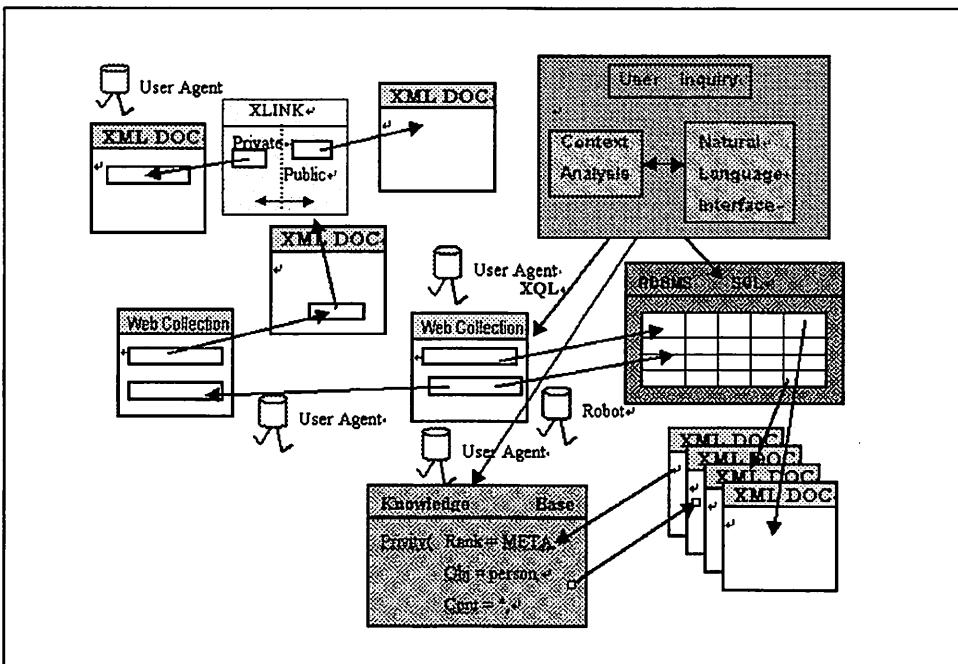
Komatsu Hiroshi
Attorney at Law

Summary:

This report presents outline of the specifications and functionality of XML ("Extensible Markup Language"), which are expected to be useful from the view point of legal informatics, and envisages certain applications of XML in the legal domain.

Index:

- 1 XML の概要
 1. 1 W3C 勧告
 1. 2 HTML との違い
 1. 3 SGML との違い
- 2 XML の新機能 (HTML と比較して)
 2. 1 DTD
 2. 2 XLINK/XPOINTER
 2. 3 DSSSL/XSL
- 3 法情報への応用
 3. 1 文献データベース
 3. 2 法令・判例
 3. 3 注釈・引用
 3. 4 文字情報以外の情報
 3. 5 法情報以外の情報との相互運用性
 3. 6 オントロジー
 3. 7 知識ベース
 3. 8 法律ポータルサイト・リンク集・リンク情報の流通



Web サイト・リンク情報の管理

On Web Resource Management

明治大学政治経済学部 和田 悟

Satoshi WADA
Meiji University Politics and Economics Faculty

概要

今後増大することが期待される法分野情報に対応するためには、協調作業による情報の蓄積が必要性である。協調作業によりリンク情報を管理する例を紹介し、今後リンク情報管理のために XML を応用するアイディアについて述べる。

1. 関連情報の増大と検索サービス

リンク集の有効性と問題点

- ・情報のろ過
- ・ひとりで可能な情報収集量には限りがある
- ・各人、膨大な情報の中からあるページを見つけ出すのは偶然
- ・参照者もまた、いくつものリンク集を渡り歩き、結局は多大な時間を費やす

2. 協調作業による情報収集

明治大学情報科学センターの「授業素材 URL データベース」

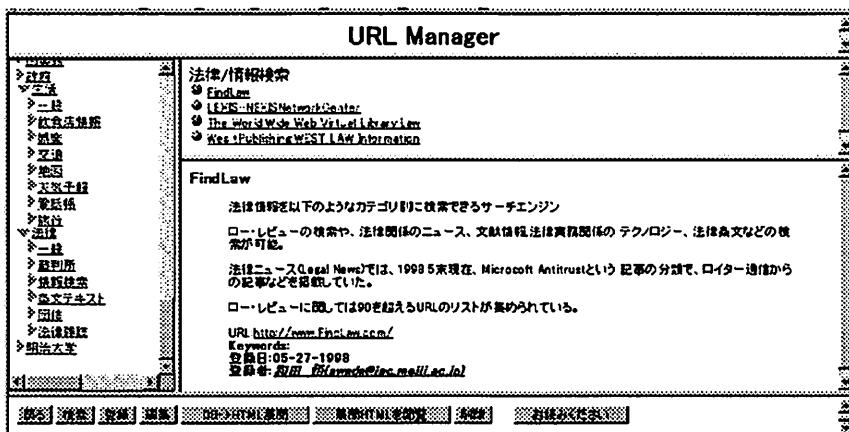
- http://www.isc.meiji.ac.jp/~isc_edu/
- ・約 50 人の情報関連科目担当教員による、リンク情報の共有
 - ・電子メールによる情報の交換

「URL Manager」の紹介とその特徴

- ・カテゴリー作成・位置付けを登録者にゆだねる
- ・サブ・カテゴリーに含まれるものも一覧表示する
- ・最初のカテゴリー分けが難しい
- ・カテゴリー分けが混乱する可能性がある。

3. 協調作業による蓄積の問題点といくつかのアイディア

- ・メンバーの参加意識を喚起することの難しさ
- ・参加者によるコメントや評価
- ・電子メールと XML を利用したリンク集保守と更新案内
- ・メーリングリストから情報収集
- ・リンク情報のタイプ分け



1 URL Manager

```
<urlinfo>
<category>XML/EC</category>
<title>EC技術動向～XMLのECへの応用～</title>
<url to="http://www.ecom.or.jp/seika/cardwave/cw9904.htm"/>
<author>電子商取引実証推進協議会</author>
<source>ECOM通信 32 CardWave 99.4月号掲載</source>
<comment>...</comment>
<keyword>...</keyword>
<urlinfo>
```

図2 電子メールで交換されるXML文書の例

明治大学学術フロンティア推進事業

「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」の概要

Outline of Social and Human Information Platform Project (SHIP Project)

プロジェクト・リーダー 夏井高人

Takato NATSUI
Meiji University Law Faculty

1 本共同研究プロジェクトの目標

本共同研究プロジェクトの目標とするところは、以下のとおりである。

インターネットの普及は、商用目的の経済的・実用的分野ないし娯楽分野においてのみならず、法律分野を含む社会科学分野その他の人間関連諸科学に属する領域に対しても大きなインパクトを与えることは周知のとおりである。とりわけ、インターネットを基盤技術とする法律情報流通を目的として、地球規模に至る大規模情報プラットフォームの構築が世界各国の政府機関、大学その他の学術研究団体において積極的に進められており、その成果ないし学術研究や実務実践の場における効用も顕著に認められてきたところである。

日本においては、従来、この分野における本格的かつ実用的な情報プラットフォームは存在しなかった。しかし、日本においても、この分野における情報技術の応用に関する調査・研究が必要である。とりわけ日本が非英語圏に属し、非英語圏に属する文字情報の重要性を十分に理解・認識できる立場にあることから、非英語圏における文字情報処理を視野に入れた実用的で汎用性をもった情報プラットフォーム・システムの開発・構築を日本においても行うことは、国家的な急務である。また、日本が今後の世界に対して何を寄与すべきであるかを考えるにあたっても大きな意義のあることである。

2 本研究プロジェクトの研究組織

明治大学社会科学研究所は、本学の法学部、商学部、政治経済学部、農学部、経営学部及び短期大学の5学部・1短大にまたがり、主として社会科学系の研究を専攻する研究者によって構成される明治大学内の横断的研究組織である。当研究所は、学内及び学外の研究者との共同研究を含め、数多くの研究実績を有し、また、これまでなされてきた諸研究を更に深め広める研究を推進することと併せ、情報化ないしネットワーク化を含む近時の社会経済環境の急激な変化に対応すべく、社会科学系の新たなタイプの各種研究への助成ないし奨励を積極的に実施し、その研究成果を公表し、あるいは、公開講座等を開催するなど、広く学問研究の成果を社会一般に還元して、一般国民の福利にも深く寄与すべく、諸活動を展開してきた。

今般、明治大学駿河台地区に新築なった明治大学創立120周年記念館「リバティタワー」の先進的な情報コミュニケーション環境の構築を契機として、これと同時に再構築された明治大学全学の総合情報ネットワーク環境の整備による産物、とりわけ、学外のインターネットとのマルチホーム接続・運用（SINETと商用プロバイダ iijとの完全マルチホーム

化) 及び 3 キャンパス間を大容量の情報ネットワーク (20Mbit/ないし 15Mbit) で連結する高度情報インフラ施設・設備を積極的に活用し、また、当研究所における諸研究の中でも特に現代的かつ実用的な研究成果と研究実績を示してきた法情報学研究、人工知能研究、知的情報処理研究に関する諸研究を総合し、さらに、他大学、企業内の専門研究者及び法曹実務家との高度情報ネットワーク・システムの相互結合による分散型の連携を前提とし、汎用的な社会科学系情報プラットフォームの構築並びにそのプラットフォーム構築のための新たな高度文字情報処理システム及び汎用トランザクション・システムの構築を見据えて、とりわけ国家的ないし国際的な緊急のニーズに応えるために急務となっている法学分野の情報の円滑かつ安定的な検索、収集、蓄積、編集、再利用システムの適用ができるようにするための次世代プラットフォーム・システムの調査・研究・構築を主眼とする「社会・人間・情報プラットホーム・プロジェクト」を開始する。

3 プロジェクトの具体的内容

本共同研究プロジェクトにおいては、

1. 新情報スーパーハイウェイを基盤とする次世代インターネットの能力を最大限に活用し、明治大学に構築されている情報コミュニケーション環境と本共同研究をする大学等のネットワーク環境とを有機的に結合した分散型の共同研究手法すなわちネットワーク上のコラボレーションを実現するための基本技術の評価
2. コンテクストの維持を重視し、かつ、非英語圏の文字情報処理を重視しつつ、同時に、英語圏の文字情報処理とも互換性のある高度の汎用性を有する次世代文字情報処理技術の開発、とりわけ、XML 及び SGML の社会科学分野での応用としての標準フォーマットの研究・開発
3. WWW 上の連携を重視した分散型データベースであり、かつ、本共同研究の研究拠点である社会・人間情報ラボ内にバーチャル・システム全体を管理・統括する中枢としてのメイン・サーバ及びバックアップ・システムを持つ新世代データベース技術の調査・研究・開発、とりわけ、XML で記述されたデータを含む複数の情報を同時に処理可能な新世代データベースの開発
4. これらを実現するための基盤となるバーチャル・システム、すなわち、汎用の情報結合用論理ソケットを有し、このソケットに個別の社会科学系データベースを結合することによって相互に交換可能な情報環境を持った複合的なデータベース環境を自動生成する機能を持ち、かつ、情報トランザクション・システムを介して、複数の異なる形式の文字情報を標準フォーマットの文字情報に自動的に変換し、その変換された文字情報をバーチャル・データベースから自動的にリンクされるようにインデックス・データベースを自動生成して、いわば、社会科学系の汎用情報活用環境を自動生成するための論理装置である情報プラットフォーム（社会・人間・情報プラットフォーム）の開発
5. これらの機能をユーザ・オリエンティドな環境で平易かつ安全に利用可能とするための各種マルチメディア・コンテンツないしマルチメディア型各種ツール、XML を含む次世代記述言語処理用の各種ツール（ブラウザ、パーサ、ジェネレータ等）の研究・開発
6. 開発されたプラットフォーム環境上で運用されるべき新世代データベース実証実験のための具体的なアプリケーションとしての法情報データベースその他の社会科学系データベースの開発・公開運用・評価
7. 以上 1. ないし 6. により構築されたプラットフォームの運用、プラットフォーム上に結合された法情報データベースその他の社会科学系諸データベースの運用及びインタ

一ネットを介した実証実験及び一般公開並びにこれらを通じてなされる本共同研究にかかる研究成果の社会還元を主たるテーマに据えた上で、これらの研究テーマを高度情報ネットワーク・システムを介して有機的に結合することによって、いわゆるコラボレーションを円滑に実現できる環境を整え、標記共同プロジェクトの遂行を具現化しようとするものである。

4 研究成果の社会還元

本共同研究は、極めて公共性の高い事象を対象とするものである。そして、本プロジェクトによる研究成果は、可能な限り社会に還元されるものとする。

1. 本共同研究において構築予定の情報プラットフォームは、法情報データベースのみならず、社会科学系の文字情報処理のための汎用システムであることを目指している。したがって、本共同研究の成果は、単に法学分野のみならず、経済学や政治学など他の社会科学領域ないし（事項によっては）人文科学領域にも応用可能なものである。
2. 本共同研究における実証実験用アプリケーションとしての法情報データベースを含む各種社会科学系データベースは、本共同研究続行中はその実証実験及び一般公開として、本共同研究終了後はかかるべき担当部署に移管の上でその部署（関連学部、大学院等）の業務として公開運用を続行し、作成されたデータベースそれ自体を一般国民のために活用可能な状態を維持する。この公開対象ユーザは、明治大学の教職員及び学生だけではなく、明治大学の校友を含む一般ユーザとする。そして、たとえば、法情報データベースに蓄積された法律、判例等の情報は、インターネットが大学の学内LAN等を通じて自由に活用できるものとする。更に、この法情報データベースを中心とした法学自習システムやアシスタント・システム等の開発のためのノウハウを提供することもでき、実際にそのようなシステムのプロトタイプを運用することも可能である。

このことは、本共同研究の中心部分である情報プラットフォーム上で稼働するすべてのデータベースについても同様である。

このようなデータベース及びその技術・ノウハウ等の公開ないし無償提供により、多角的に社会へ貢献するかたちで本研究の諸成果を十分に還元することができるものと見込まれる。

3. 本共同研究の過程で得られる産物の特許、著作物等は、それぞれ正当な権利者である大学ないし個々の研究者に帰属するものではあるが、本共同研究の参加研究者及び協力企業においては、自由にこれを利用可能なものとする。それによって、その特許等の応用による高度で利用しやすいネットワーク・コンテンツ製品の開発を促進し、直接的・間接的に国民の福利の増進を期する。
4. 本共同研究の過程で作成された各種ツール類のソース・コードは、原則として、公開するものとし、日本国における新世代ネットワーク技術発展のための重要な素材を提供するものとする。

5 研究組織の代表者

明治大学社会科学研究所長・同商学部教授 高木 仁

6 共同研究者

明治大学法学部	夏井高人 CL, 新美育文, 阪井和男 L, 石前禎幸 L
明治大学政治経済学部	大六野耕作, 中邨 章, 森下 正, 和田 悟 L
明治大学文学部	石川幹人 L
明治大学理工学部	中所武司, 高木友博
大阪大学法学部	田中規久雄 CL, 門 昇 CL, 養老真一 CL
亜細亜大学法学部	町村泰貴 CL
南山大学経営学部	後藤邦夫 L
弁護士	岡村久道 CL, 小松 弘 CL, 藤田康幸 CL
弁理士	竹山宏明 L

(注記) C はサイバー法研究会会員, L は法情報学研究会会員

Liabilities of Internet Service Providers

Edited by Takato NATSUI & Fumio SHIMPO

Zeran v. America Online Case

解説・評論

日高和明「Zeran v. America Online」

<http://www.netlaputa.ne.jp/~chaos/3cl-isplbltyzeran971112.html> [visited on 16/Dec/98]

平野 晋「Zeran 対 AOL事件判例（連邦控訴裁判所第四巡回区）の解説、控訴審判例要旨ケース・ブリーフ及び裁量上訴不受理決定文書」

<http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberTorts.html#Zeran> [visited on 27/Jul/98]

井口加奈子・北山尚美「Zeran vs. AOL事件」

http://www.softic.or.jp/YWG/reports/Zeran_v_AOL.html [visited 19/May/99]

Andrew J. Slitt, *The Anonymous Publisher: Defamation on the Internet After Reno v. American Civil Liberties Union and Zeran v. America Online*, 31 CONN. L. REV. 389 (1998)

Barry L. Thompson Esquire, *The Law and The Internet*

<http://www.ctnetworks.com/Attorneys/internetlaw.htm> [visited 19/May/99]

David R. Sheridan, *Zeran v. AOL and the Effect of Section 230 of the Communications Decency Act Upon Liability for Defamation on the Internet*, 61 ALB. L. REV. 147 (1997)

Haim Ravia, *On-Line Service Providers' Liability*

http://www.globes.co.il/cgi-bin/Serve_Archive_Arena/pages/English/1.3.2.1/19970617/1 [visited 19/May/99]

Jeffrey S. Tenenbaum, Esq., *New Federal Law Immunizes Associations from Liability for On-line Member Messages: Disincentives for Screening and Monitoring Postings Removed*

<http://www.gkglaw.com/Publications/messages.html> [visited 19/May/99]

Lawrence R. Robins and Deborah J. Peckham, *The Internet - Developments in Cyber Law*

<http://www.tht.com/VUwin98cyber.htm> [visited 19/May/99]

Lesa-Marie Mullen, *The Fourth Circuit has Ruled in Zeran v. America Online: Absolute Immunity for the Internet Service Provider?*

<http://www.law.stetson.edu/courses/computerlaw/papers/lmullenf97.htm> [visited 19/May/99]

Lilian Edwards, *Defamation and the Internet: Name Calling in Cyberspace*, in LILIANEDWARDS & CHARLOTTE WAELDE, *LAW AND THE INTERNET:REGULATING CYBERSPACE* (1997)

http://www.law.ed.ac.uk/c10_main.htm [visited 19/May/99]

Lynn Middendorf, Recent Case, *Internet Service Providers Immune from Liability for Third Party Defamation*, 10 LOY. CONSUMER L. REV. 212 (1998)

Meeka Jun, *'Trolling' On Internet: Win for On-Line Services*
<http://www.ljx.com/internet/1121troll.html> [visited 19/May/99]

Michael J. Wagner, *Internet Law: In 1997, the courts grappled with novel Internet issues*, The National Law Journal, Monday, January 19, 1998
<http://cox.house.gov/nettax/nlj19.html> [visited 19/May/99]

Mike Hadley, *Libel in Cyberspace*
<http://www.itc.virginia.edu/virginia.edu/spring98/policy/home.html> [visited 19/May/99]

Todd H. Flaming, *A Shield for Internet Service Providers*
<http://www.toddf.com/art-ispanzera.html> [visited 19/May/99]

Cases: Zeran v. America On-Line, Inc.
<http://www.netlitigation.com/cases/zeranvaol.html> [visited 19/May/99]

Cases and Conflicts - Internet: Zeran v. America Online Inc.
http://www.hfac.uh.edu/comm/media_libel/cases-conflicts/internet/zeran.html [visited 19/May/99]

Zeran v. America Online
<http://www.techlawjournal.com/courts/zeran/Default.htm> [visited 19/May/99]

AOL Not Liable For User's Messages
<http://www.techweb.com/wire/news/1997/11/1114court.html> [visited 19/May/99]

CDA Grants Immunity to Service Providers For Third Party's Defamatory Online Speech
<http://zeus.bna.com/e-law/articles/top0245.html> [visited 19/May/99]

Online Defamation After the Communications Decency Act
<http://www.naa.org/ppolicy/legal/defamation.html> [visited 19/May/99]

Zeran v. AOL Affirmed: No ISP Liability for Third Party Statements
<http://www.aclu.org/issues/cyber/updates/nov1897.html#zeran> [visited 19/May/99]

Fourth Circuit Opinion in Zeran v. America Online
<http://www.ljx.com/LJXfiles/aol/aolappeal.html> [visited 19/May/99]

4th District Court of Appeals for Florida follows Zeran Ruling (Russell v. Doe, 1998 WL 712764 (Fla. App. 4 Dist., October 14, 1998)) by Jared Parks
<http://cla.org/casedevlps/98q411circuit.htm> [visited 19/May/99]

4th District Court of Appeals for Florida Follows Zeran Ruling" 1998 WL 712764 (Fla. App. 4 Dist., October 14, 1998)

<http://www.jparkstechlaw.com/Zeran.html> [visited 19/May/99]

Zeran v. AOL at aol.com

<http://legal.web.aol.com/decisions/dldefam/zeran.html> [visited 19/May/99]

判決テキスト

958 F. Supp. 1124 (E. D. Va. 1997)

<http://www.jmls.edu/cyber/cases/zeran.html> [visited 19/May/99]

http://www.Loundy.com/CASES/Zeran_v_AOL.html [visited 19/May/99]

http://www.leepfrog.com/E-Law/Cases/Zeran_v_AOL.html [visited 19/May/99]

<http://zeus.bna.com/e-law/cases/zeran.html> [visited 19/May/99]

LEXIS

<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=958+fsupp+1124>

WESTLAW

<http://www.westdoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=958+fsupp+1124>

129 F. 3d 327 (4th Cir. 1997)

http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/cases/Zeran_1997_USa4c.htm [visited 19/May/99]

<http://www.law.seattleu.edu/chonm/Cases/zeran.html> [visited 19/May/99]

<http://www.law.emory.edu/4circuit/nov97/971523.p.html> [visited 19/May/99]

http://cgi.ljx.com/cgi-bin/f_cat?/prod/ljextra/data/external/1997/11/9711058.c04 [visited 19/May/99]

LEXIS

<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=129+f3d+327>

WESTLAW

<http://www.westdoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=129+f3d+327>

118 S. Ct. 2341 (June 22, 1998)

<http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberTorts.html#certio> [visited on 27/Jul/98]

LEXIS

<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=1998+uslexis+4047>

WESTLAW

<http://www.westdoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=1998+wl+111522>

判決文仮訳

Zeran v. America Online

http://www.softic.or.jp/IR/archive/case/Zeran_v_AOL.html [visited 19/May/99]

関連条文

Sec. 230. Protection for Private Blocking and Screening of Offensive Material
in 'Telecommunications Act of 1996'

<http://www.technologylaw.com/techlaw/act.html#sec230> [visited 19/May/99]

<http://www4.law.cornell.edu/uscode/47/230.html> [visited 19/May/99]

<http://uscode.house.gov/uscode-cgi/fastweb.exe?getdoc+uscview+t45t48+1342+16++47%20usc%20230> [visited 19/May/99]

Blumenthal v. Drudge and America Online Case

解説・評論

平野 晋「Blumenthal対DrudgeおよびAmerica Online, Inc. 事件判決～インターネット・サービス・プロバイダーはコンテンツ・プロバイダーによる名誉毀損に対して責任を負わないと判示～」『国際商事法務』26巻6号647～49頁（1998年6月）

<http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberTorts.html> [visited 19/May/99]

平野 晋「Drudge事件判決のケース・ブリーフ」

<http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberTorts.html#Drudge> [visited on 27/Jul/98]

Clarissa L. Weiant, *Defamation, Copyright Violations, And Fraud on The Internet: Old Liabilities in New Forms*

<http://www.mckennacuneo.com/articles/archive/INS03819980218.html> [visited 19/May/99]

Dan Mitchell, *Drudge, AOL Hit with \$30 Million Libel Suit*

<http://www.wired.com/news/news/story/6427.html> [visited 19/May/99]

Linton Weeks, *The Tangled Web of Libel Law : Suit Raises Questions of AOL's Function*

<http://www.freerepublic.com/forum/a3455.htm> [visited 19/May/99]

Owen Seitel, Esq., *All Things must Pass: AOL Dismissed from Defamation Suit*

<http://www.degrees.com/melon/archive/aol.html> [visited 19/May/99]

Richard Wiggins, *America Online and Free Speech : An Oxymoron?*

<http://www.webreference.com/outlook/column7/> [visited 19/May/99]

Susan Estrich, *Drudge v. Blumenthal*

<http://www.cspc.org/drudge/estrich3.htm> [visited 19/May/99]

Tom Lauder, *Blumenthal v. Matt Drudge and America Online*
<http://home.att.net/~tomlauder/paper.html> [visited 19/May/99]

Wendy R. Leibowitz, *Is AOL Liable for Drudge's Libel? If So, 'News' on 'Net May Vanish*
<http://ljx.com/internet/0915drudge.html> [visited 19/May/99]

AOL Off The Hook In Drudge Case
<http://www.techweb.com/wire/story/TWB19980423S0014>

AOL Not Liable in Libel Suit Judge rules ISPs are shielded by telecom act
<http://www.sfgate.com/cgi-bin/article.cgi?file=/chronicle/archive/1998/04/24/BU63903.DTL> [visited 19/May/99]

Blumenthal v. Drudge, 14 BERKELEY TECH. L. J. 483(1999)

判決テキスト (the motion for summary judgement を含む。)

Blumenthal v. AOL at aol.com
<http://legal.web.aol.com/decisions/dldefam/blumen.html> [visited 19/May/99]

http://people.hofstra.edu/hu/faculty/peter_spiro/cyberlaw/drudge.htm [visited 19/May/99]

<http://www.techlawjournal.com/courts/drudge/80423opin.htm> [visited 19/May/99]

<http://www.ljx.com/LJXfiles/drudge/drudgedecision.html> [visited 19/May/99]

LEXIS

<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=992+fsupp+44>

WESTLAW

<http://www.westdoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=992+fsupp+44>

(Complaint)

<http://www.courttv.com/legaldocs/cyberlaw/drudge.html> [visited 19/May/99]

Doe v. America Online Case

判決テキスト

Doe v. AOL at aol.com
<http://legal.web.aol.com/decisions/dldefam/doe.html> [visited 19/May/99]

<http://www.phillipsnizer.com/int-art68.htm> [visited 19/May/99]

http://www.leepfrog.com/E-Law/Cases/Doe_v_AOL.html [visited 19/May/99]

http://www.navitus.com/icons/networklaw/case_Doe.htm [visited 19/May/99]
http://www.loundy.com/CASES/Doe_v_AOL.html [visited 19/May/99]
<http://www.gcln.com/toppage1.htm> [visited 19/May/99]

Cubby v. Compuserve Case

解説・評論

白田秀彰「Cubby, Inc., v. CompuServe Inc., 776 F. Supp. 135」アメリカ法1998-1
<http://leo.misc.hit-u.ac.jp/hideaki/cubby.htm> [visited on Sep/05/98]

吉田和夫「ネットワーク上の名誉毀損—プロバイダー、システムオペレーターの責任を中心にー」早稲田社会科学研究55号1頁
<http://faculty.web.waseda.ac.jp/kyoshida/profile.html> [visited 19/May/99]

岡村久道「インターネットをめぐる法律問題」（第2版）
<http://www.maido.ne.jp/maido/useful/law/law.html> 中の「プロバイダの地位及び責任」
[visited 19/May/99]

ジョナサン・ローズナー著、銀座第一法律事務所訳『サイバーロー』中央経済社(1999)

トマス・J・スマーディングホフ編著、権藤龍光・重田樹男・津山齊ほか訳『オンライン・ロー』七賢出版(1998)

Anthony J. Sassan, Note, *Cubby, Inc. v. CompuServe, Inc: Comparing Apples to Oranges: The Need for a New Media Classification*, 5 SOFTWARE L. J. 821(1992)

Daniel A. Pepper, Esq. *Defamation and Other Torts on the Internet: You Can't Say That Online*
<http://www.informationlaw.com/articles.htm> [visited 19/May/99]

David J. Conner, Casenote, *Cubby v. Compuserve Defamation Law On The Electronic frontier*, 2 GEO. MASON INDEP. L. REV. 227(1993)

Dorothy E. Denning & Herbert S. Lin Ed., *Rights and Responsibilities of Participants in Networked Communities*
<http://bob.nap.edu/readingroom/books/rights/> [visited 19/May/99]

Douglas B. Luftman, Note, *Defamation Liability for On-Line Services: The Sky Is Not Falling*, 65 GEO. WASH. L. REV. 1071(1997)

Edward A. Cavazos, Note, *Computer Bulletin Board Systems and the Right of Reply: Redefining Defamation Liability for a New Technology*, 12 REV. LITIG. 231 (1992)

Edward V. DiLello, *Functional Equivalency and Its Application to Freedom of Speech on Computer Bulletin Boards*, 26 COLUM. J. L. & SOC. PROBS. 199 (1993)

F. LAWRENCE STREET, *LAW OF THE INTERNET*(1997)

Francis Auburn, *Usenet News and the Law*, 1 WEB J. CURRENT LEGAL ISSUES (1995)
<http://webjcli.ncl.ac.uk/articles1/auburn1.html> [visited 19/May/99]

Jennifer Jannuska, *To Shoot the Messenger ? - A Canadian Approach to Libel and the On-line Service Provider -*
<http://www.catalaw.com/logic/docs/jj-libel.html> [visited 19/May/99]

John D. Faucher, Comment, *Let the Chips Fall Where They May: Choice of Law in Computer Bulletin Board Defamation Cases*, 26 U.C. DAVIS L. REV. 1045 (1993)

Henry H. Perritt, Jr., *Tort Liability, the First Amendment, and Equal Access to Electronic Networks*, 5 HARVARD J. L. & TECH. 65 (1992)

Jeremy Stone Weber, Note, *Defining Cyberlibel: A First Amendment Limit for Libel Suits Against Individuals Arising from Computer Bulletin Board Speech*, 46 CASE W. RES. L. REV. 235 (1995)

Marc L. Caden & Stephanie E. Lucas, Comment, *Accidents On the Information Superhighway: On-Line Liability And Regulation*, 2 RICH. J. L. & TECH. 3 (1996)
http://www.urich.edu/~jolt/v2i1/caden_lucas.html [visited 19/May/99]

Matthew C. Siderits, *Defamation in Cyberspace: Reconciling Cubby, Inc. v. CompuServe, Inc. and Stratton Oakmont v. Prodigy Services Co.*, 79 MARQ. L. REV. 1065 (1996)

MIKE GODWIN, CYBER RIGHTS: DEFENDING FREE SPEECH IN THE DIGITAL AGE (1998)

Ray Ibrahim, *Giving the Internet an Acid Bath of Economics: Electronic Defamation Viewed through a New Lens*, 2 VA. J. L. & TECH. 5 (Fall 1997)
http://vjolt.student.virginia.edu/graphics/vol2/vol2_art5.html [visited 19/May/99]

Robert Apgood, *Libel Law Hits the Net*, Washington State Bar News Feb. 1999
<http://www.wsba.org/barnews/tech/greypunkfeb99.html> [visited 19/May/99]

Simon Gallant and Mischon De Reya, *Legal Issues on On-Line Publishing*
<http://www.hammond.co.uk/ine/gallant.html> [visited 19/May/99]

Thomas D. Brooks, Note, *Catching Jellyfish in the Internet: The Public Figure Doctrine and Defamation on Computer Bulletin Boards*, 21 RUTGERS COMPUTER & TECH. L. J. 461 (1995)

Defamation - is everyone liable for everything (III)?
http://www2.austlii.edu.au/itlaw/articles/emerging_cyberspace-4.html [visited 19/May/99]

Law and Cyberspace -- Liability of On-line Service Providers in 1996
<http://wings.buffalo.edu/Complaw/CompLawPapers/kim.html> [visited 19/May/99]

On-Line Service Provider Liability For Defamation
http://www.lawlinks.com/flacom/3_summer96/prodigy.html [visited 19/May/99]

判決テキスト

http://www.Loundy.com/CASES/Cubby_v_Compuserve.html [visited 19/May/99]

<http://www.jmls.edu/cyber/cases/cubby.txt> [visited 19/May/99]

<http://www.netlaw.com/cases/cubbycis.htm> [visited 19/May/99]

http://people.hofstra.edu/hu/faculty/peter_spiro/cyberlaw/cubby.html [visited 19/May/99]

<http://www.alw.nih.gov/Security/FIRST/papers/legal/cubby.txt> [visited 19/May/99]

http://www.leepfrog.com/E-Law/Cases/Cubby_v_Compuserve.html [visited 19/May/99]

<http://www.floridalawfirm.com/iplaw/compu2.html> [visited 19/May/99]

http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/cases/Cubby_1991_SD_NewYork.htm [visited 19/May/99]

LEXIS

<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=776+fsupp+135>

WESTLAW

<http://www.westidoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=776+fsupp+135>

Religious Technology Center v. Netcom Case

解説・評論

Eugene A. Burcher & Anna M. Hughes, Casenote, *Religious Tech. Ctr. v. Netcome On-Line Communications, Inc. : Internet Service Providers: The Knowledge Standard for Contributory Copyright Infringement and The Fair Use Defense*, 3 RICH. J. L. TECH. 5 (1997)

<http://www.richmond.edu/~jolt/v3i1/burhugh.html> [visited 19/May/99]

Kurt B. Opsahl, *Freezing Rain on the Information Superhighway: Protecting Internet Service Providers from Vicarious Liability*

<http://www.etheria.com/opsahl/Home/cmnt.html> [visited 19/May/99]

Robert L. Hails Jr., *Liability of On-Line Service Providers Resulting from Copyright Infringement Performed by their Subscribers: Religious technology Center v. Netcom On-Line Communication Services, Inc.* 18 European Intellectual Property Review 304 (1996)

Wendy R. Leibowitz, *Religious Technology Center v. Netcom: Cyberliability: How Far Can The (inter) Net Be Cast?*, The American Lawyer's Corporate Counsel Magazine 20 (1995 supp)

Religious Tech. Center v. Netcom On-Line Communications Services, Inc., 907

F. Supp. 1361 N. D. Calif. Sept. 22, 1995
<http://netlitigation.com/cases/netcom.htm> [visited 19/May/99]

山口勝之「サービス・プロバイダーの法的責任（上）」NBL 641号33頁

判決テキスト

<http://www.ipmag.com/rtc.html> [visited 19/May/99]
<http://www.netlaw.com/cases/netcom.htm> [visited 19/May/99]
<http://www.jmls.edu/cyber/cases/netcom.txt> [visited 19/May/99]
<http://www.gcwf.com/articles/cyber/netcom2.html> [visited 19/May/99]
<http://www.graycary.com/articles/cyber/netcom2.html> [visited 19/May/99]

LEXIS

<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=907+fsupp+1361>

WESTLAW

<http://www.westdoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=907+fsupp+1361>

Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Computer Services Inc Case

解説・評論

棚橋元「コンピュータ・ネットワークにおける法律問題と現状での対応策(3)」NBL 第618号34頁

Cynthia L. Counts &C. Amanda Martin, *Label in Cyberspace: A Framework for Addressing Liability and Jurisdictional Issues in this New Frontier*, 59 ALB. L. REV. 1083 (1996)

David J. Loundy, *Holding the Line, On-Line, Expands Liability*, CHI. DAILY L. BULL., June 8, 1995, at 6
<http://www.Loundy.com/CDLB/Stratton.html> [visited 19/May/99]

David P. Miranda, *Defamation in Cyberspace: Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Co.*, 5 ALB. L. J. SCI. & TECH. 229 (1996)

David Wiener, *Negligent Publication of Statements Posted on Electronic Bulletin Boards: Is There Any Liability Left After Zeran?*, 39 SANTA CLARA L. REV. 905 (1999)

Gary L. Gassman, *Internet Defamation: Jurisdiction in Cyberspace and the Public Figure Doctrine*, 14 J. MARSHALL J. COMPUTER & INFO. L. 563 (1996)

Iris Ferosie, Comment, *Don't Shoot the Messenger: Protecting Speech on Editorialy Controlled Bulletin Board Services by Applying Sullivan Malice*, 14 J. MARSHALL J. COMPUTER & INFO. L. 347 (1996)

Judith Mendez-Leon, *Stratton Oakmont expedited claims resolution programme*, 3 ARB. & DISP. RESOL. L. J. 301 (1997)

Julie R. Fenster, *Fault-Based Libel and Copyright Infringement Liability for On-line Content Providers and Bulletin Board Operators as "Information Distributors.*", 11 ST. JOHN'S J. LEGAL COMMENT. 653 (1996)

Lance Rose, *Stratton Oakmont v. Prodigy: The Danger of Being a Family Service*, Boardwatch, Aug. 1995
<http://boardwatch.internet.com/mag/95/aug/bwm35.html>[visited 19/May/99]

Marc Jacobson, *Prodigy: It May Be Many Things to Many People, But, It Is Not a Publisher for Purposes of Libel, and Other Opinions*, 11 ST. JOHN'S J. LEGAL COMMENT. 673 (1996)

Mitch Robiner, *Computer Network Services' Liability for Defamation On-line: A New Animal* Computer Law Spring 1997
<http://www.law.stetson.edu/courses/mrobiner.htm>[visited 19/May/99]

New York Judge Refuses to Reconsider Stratton Oakmont Ruling, 13 The Computer Lawyer 28(1996)

R. Bruce Rich, *Fundamental First Amendment Issues in Relation to On-line Liability*, 11 ST. JOHN'S J. LEGAL COMMENT. 665 (1996)

R. Hayes Johnson Jr., *Defamation in Cyberspace: A Court Takes a Wrong Turn on the Information Superhighway in Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Co.*, 49 ARK. L. REV. 589 (1996)

RAYMOND A. KURZ, INTERNET AND THE LAW(1996)

Robert B. Charles & Jacob H. Zamansky, *Liability for Online Libel After Stratton Oakmont Inc. v. Prodigy Services Co.*, 28 CONN. L. REV. 1173(1996)

Samuel Fifer and Michael R. Lufrano, *Online Services Threatened by US Defamation Rulings : Prodigy and Netcom, combined with the public forum doctrine, create a no-win situation for providers*
<http://www.ipww.com/mar96/p30online.html>[visited 19/May/99]

Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Co., 5 ALB. L. J. SCI. & TECH. 232(1996)

判決テキスト

<http://www.jmls.edu/cyber/cases/strat1.html>[visited 19/May/99]

http://people.hofstra.edu/hu/faculty/peter_spiro/cyberlaw/stratton.html[visited 19/May/99]

<http://www.law.seattleu.edu/chonm/Cases/stratton.html>[visited 19/May/99]

<http://www.gcwf.com/articles/cyber/prodigy.html> [visited 19/May/99]
http://www.epic.org/free_speech/stratton_v_prodigy_1995.html [visited 19/May/99]
<http://www.graycary.com/articles/cyber/prodigy.html> [visited 19/May/99]
<http://www.smithlyons.ca/it/cases/prodigy.htm> [visited 19/May/99]

LEXIS
<http://web.lexis-nexis.com/research/execute?task=searchLexsee&client=URL&cite=1995+nymisclexis+229>

WESTLAW
<http://www.westdoc.com/cgi-wl/find?recreate=yes&cite=1995+wl+323710>

判決文仮訳

Stratton Oakmont v. Prodigy
http://www.softic.or.jp/IR/archive/case/S_Oakmont_v_Prodigy.html [visited 19/May/99]

Nifty Serve Case

解説・評論

青柳幸一「パソコン通信における名誉毀損」『判例セレクト'97（月刊法学教室210号別冊）』8頁

大塚章男「ニフティ名誉毀損事件の論点」
<http://www.ichiben.or.jp/iplegal/back/text105.html> [visited 19/May/99]

加藤新太郎「パソコン通信における名誉毀損--ニフティサーブ事件第1審判決」判例タイムズ965号68頁

小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任」ジュリスト1117号19頁

斎藤博「パソコン通信上の名誉毀損」『私法判例リマーカス(17)<1998(下)〔平成9年度判例評論〕>法律時報別冊』72頁

阪本泰男「サイバー社会の課題と展望」ジュリスト1117号143頁

John Middleton「サイバースペースと名誉毀損」ジュリスト増刊『変革期のメディア』55頁

白田 秀彰「ネットワーク上の名誉毀損と管理者の責任」
<http://leo.misc.hit-u.ac.jp/hideaki/respons.htm> [visited 19/May/99]

高木強「パソコン通信で名誉毀損 管理会社、シスオペに責任」新聞研究552号91頁

高木 寛「NIFTY名誉毀損判決(5/26)」
<http://www.asahi-net.or.jp/~LG9H-TKG/nif.htm> [visited 19/May/99]

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』有斐閣(1999)

高橋和之「インターネットと表現の自由」ジュリスト1117号26頁

高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリスト1120号80頁

手嶋 豊「パソコン通信での中傷に賠償を命令」法学教室206号17頁

手嶋 豊「パソコン通信を利用したフォーラムの電子会議室において個人に対する発言が名誉毀損にあたるとして、書き込みをした者に不法行為責任を認めると共に、フォーラムを運営・管理するシステム・オペレーターもファーラムの電子会議室に他人の名誉を毀損する発言が書き込まれたことを具体的に知った場合にその者の名誉が不当に害されることがないよう必要な措置をとるべき条理上の作為義務があり、パソコン通信主宰者にもシステム・オペレーターの使用者責任があるとされた事例 - いわゆるニフティサーブ事件第一審判決」判例評論470号判例時報1628号189頁

ニフティ訴訟関連資料

<http://www.musashi.ac.jp/~kudo/nifty.html> [visited 19/May/99]

中村壽宏「ネットワーク上での名誉毀損」法学セミナー517号131頁

新美育文「パソコン通信での名誉毀損」法学教室205号73頁

のぞみ総合法律事務所編『名誉毀損』商事法務研究会(1998)

林田清明「ニフティ事件とネットの規制の契機」

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~hayasida/kenkyusitu/Nifty.htm> [visited 19/May/99]

原田肇「ニフティ判決（東京地方裁判所平成9年5月26日判決）の紹介と解説
－シスオペの『作為義務』を中心として」コピライト437号30頁

日置雅晴「ネットワーク通信利用に伴うトラブル」

<http://www.netlaputa.ne.jp/~hioki/ronbun/tisiki5.htm> [visited 19/May/99]

日野修男「デジタル法とセキュリティ考察 第5回 プロバイダの法的責任(5)プロバイダの責任についてのわが国最初の判例」

<http://www.pc.mycom.co.jp/pcwork/hotweb/1998/11/98110908.htm> [visited 19/May/99]

牧野二郎「ニフティ一判決を考える（東京地裁H6(ワ)7784号事件）」

<http://www.asahi-net.or.jp/~VR5J-MKN/nifty.htm> [visited 19/May/99]

牧野二郎「ネットワーク責任 - ネットワーク管理者の法的地位と法的責任」

<http://www3.justnet.ne.jp/~ilc/kaigisitu/network/netman.html> [visited 19/May/99]

町村泰貴「インターネット上の紛争とその解決」法律時報69巻7号14頁

三浦正広「パソコン通信ネットワークにおける名誉毀損事件 - 債務不履行による人格権侵害-」コピライト436号38頁

山神清和「パソコン通信事業者を震撼させるニフティ判決」

<http://gatekeeper.icr.co.jp/newsletter/trend/series/1997/s97L001.html> [visited 19/May/99]

山口いつ子「パソコン通信における名誉毀損」法律時報69巻9号92頁

山口いつ子「サイバースペースにおける表現の自由」東京大学社会情報研究所紀要51号15頁

山口いつ子「サイバースペースにおける表現の自由・再論」東京大学社会情報研究所紀要53号33頁

山口いつ子「コンピュータ・ネットワーク上の表現の自由」ジュリスト増刊『変革期のメディア』163頁

山口勝之「サービス・プロバイダーの法的責任（下）」NBL 643号41頁

判決テキスト

<http://www.asia-u.ac.jp/~matimura/hanrei/nifcase/nifcase0.html> [visited 19/May/99]

http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/juris/tcj-h9-5-26.htm [visited 19/May/99]

関連資料

Amy E. Weaver, *A Guide to Safe Sysop-ing: The Church of Scientology, Sysops & On-Line Service Providers*

<http://www.ascusc.org/jcmc/vol2/issue2/weaver.html> [visited 19/May/99]

From "Dial-a-Porn" to "Cyberporn": Approaches to and Limitations of Regulation in the United States and Japan

<http://www.ascusc.org/jcmc/vol2/issue2/mashima.html> [visited 19/May/99]

Giorgio Bovenzi, *Liabilities of System Operators on the Internet*, 11 BERKELEY TECH. L. J. 93 (1996)

PC-VAN Chat LOG Case

判決テキスト

<http://www.asia-u.ac.jp/~matimura/hanrei/pvcvcase/> [visited 19/May/99]

http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/juris/tcj-h9-12-22.htm [visited 19/May/99]

発 行：1999年5月29日

編 集：夏井高人

執 筆：岡村久道，小松 弘，相良紀子，新保史生，高橋郁夫，竹山宏明，
夏井高人，平野 晋，藤田康幸，町村泰貴，和田 悟

協 力：岡田好弘，日高和明，廣瀬清隆，丸山憲樹

発行者：明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラット
フォーム・プロジェクト」，サイバー法研究会，法情報学研究会

